

平成22年（モ）第844号 移送申立事件

決 定

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

申立人（被告） アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福田吉孝

名古屋市 [REDACTED]

[REDACTED]

相手方（原告） [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 鈴木岳弘

上記当事者間の当庁平成22年（ワ）第7551号不当利得返還等請求事件について、申立人から移送の申立てがあったので、当裁判所は、相手方の意見を聴いた上で次のとおり決定する。

主 文

本件移送申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨

本件を名古屋簡易裁判所に移送する。

第2 申立ての理由

別紙「移送申立書」及び別紙「意見書」各写しに記載のとおり

第3 相手方の主張

別紙「移送申立てに対する意見書」写しに記載のとおり

第4 当裁判所の判断

- 1 本件は、相手方の申立人に対する過払金返還請求訴訟であり、その目的の価額は24万4568円である。相手方は、申立人を含む貸金業者6社に対する過払金返還請求訴訟を併合提起しており（以下「基本事件」という。）、それらの訴訟の目的の価額を合算すると357万0666円となる。このような場

合、本件の管轄が名古屋地方裁判所にあるか否かを検討する。

- (1) 本件は、金銭債務の支払を求める財産権上の訴えであるから、その義務の履行地、すなわち、債権者である相手方の現在の住所に土地管轄が生じる（民事訴訟法5条1号、民法484条）ところ、相手方の住所は名古屋市であり、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所の管内にある。
- (2) 次に、基本事件は、相手方の申立人を含む貸金業者6社に対する過払金返還請求訴訟であり、民事訴訟法38条後段の「訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくとき」にあたるから、一の訴えで原告が複数の被告に対して数個の請求をすることができる。

ところで、民事訴訟法7条本文は、「一の訴えで数個の請求をする場合には、一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。」と規定する一方、同条ただし書は、同法38条後段の共同訴訟の場合、相手方の防御の利益を考慮して、同法7条本文の適用を除外しているから、基本事件について、同法7条本文を適用することはできない。

そして、民事訴訟法7条本文の適用が除外され、本案裁判所に併合請求による管轄が生じない以上、併合請求が可能であることを前提とする同法9条を適用する余地はない。

- (3) したがって、本件の事物管轄は、裁判所法33条1項1号により、名古屋簡易裁判所にあり、名古屋地方裁判所には本件の管轄はない。
- 2 もつとも、地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる（民事訴訟法16条2項本文）。

本件における争点はまだ明らかになっていないが、少なくとも被告の悪意の受益者（民法704条前段）該当性は争点となることが予測される。申立人が、近時、本件と同様の訴訟において悪意の受益者該当性を争う場合には、悪意の

受益者と推定されない特段の事情（最高裁判所平成19年7月13日判決参照）を立証するために、継続的金銭消費貸借契約の基本契約書のサンプル綴り、「ご利用明細書兼領収書」のサンプル綴りや再発行書面、ATMジャーナル等の多数の書証を提出することは当裁判所に顕著な事実であり、本件でもそのような立証がなされることが予想される。このように多数の書証を精査し、申立人が相手方に交付した書面が貸金業法17条及び18条所定の要件を満たすか否かなどを審理、判断するには、相当な時間と労力を要するものである。また、このように貸金業者が多数の書証を提出した同種事案については、上記特段の事情が認められるか否かについて、各地の下級審裁判所において様々な見解に立つ判決が出されていることも当裁判所に顕著な事実であり、本件でも慎重な判断が求められることが予想される。

以上によれば、本件は、名古屋地方裁判所で審理、裁判するのが相当である。

- 3 よって、本件移送申立ては理由がないので、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成22年12月17日

名古屋地方裁判所民事第4部

裁 判 官 渡 部 美 佳

別 紙

平成 22 年 (ワ) 第 7551 号 不当利得返還 請求事件

原告

被告 アイフル株式会社

移送申立書

平成22年11月25日

名古屋地方裁判所

民事第4部ハA係 御中

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町38-1

アイフル株式会社

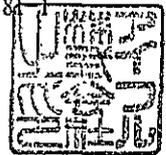
代表者代表取締役 福田吉孝

(送達場所) 525-8530 滋賀県草津市西大路町1-1

アイフル株式会社アシストセンター

TEL 077-503-7100

FAX 077-503-1051



申立ての趣旨

本件を 名古屋簡易裁判所 へ移送する

との裁判を求める。

申立ての理由

1. 本件訴訟は、原告が複数の被告に対して不当利得返還請求をする事案であり、

民事訴訟法38条後段の共同訴訟に該当する。

2. 民事訴訟法7条では、「一の訴えで数個の請求をする場合には」「一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。」と定めているが、同条ただし書において、本件訴訟のような「数人からの又は数人に対する訴えについては、第38条前段に定める場合に限る。」としており、同法38条後段に定める場合については、被告の防御の利益を考慮して除外されている。

上記の法の趣旨に鑑みれば、同法9条の適用についても、同法38条後段の場合には訴訟の目的の価額を合算しないのが相当である。そうすると、本件の原告の被告アイフル株式会社に対する請求の事物管轄は簡易裁判所にあることは明らかである。

3. 実質的にみても、同法54条によれば、地方裁判所においては、弁護士でなければ訴訟代理人となることはできないが、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができるのであって、本件のような訴額の事件を弁護士に委任する事なく訴訟追行できることは被告にとって防御上の利益となりえるところである。

4. なお、被告の主張と同様の見解を示したものとして東京高裁平成21年11月5日決定（平成21年（ラ）第1776号）及び同事件の許可抗告事件である最高裁平成22年3月23日決定（平成22年（許）第1号）があり、東京高裁は、「本案訴訟は、民事訴訟法38条後段の共同訴訟であるところ、この場合には、民事訴訟法7条ただし書により、相手方の防御の利益を考慮し、民事訴訟法7条本文の適用が除外されている。したがって、上記認定事実によれば、抗告人（本案原告）の相手方（本案被告）に対する請求に係る訴えは、裁判所法33条1項1号により、簡易裁判所が第1審の裁判権を有するものであり、民事訴訟法5条1号、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律2条別表第5表により、松戸簡易裁判所の管轄に属するものであるところ、民事訴訟法7条ただし書により、民事訴訟法7条本文の適用が除外され、本案裁判所に併合請求に

よる管轄が生じない以上、併合請求が可能であることを前提とする民事訴訟法9条が適用される余地がないと解するのが相当である。」と述べ、最高裁も当該結論を是認しているところである。

5. よって、民事訴訟法38条後段の共同訴訟たる本件請求についても民事訴訟法9条の適用の余地はなく、原告の被告アイフル株式会社に対する請求は、簡易裁判所の管轄となることから、原告居住地を管轄する申立ての趣旨に記載した簡易裁判所への移送を求める。

以上

別 紙

平成 22 年 (ワ) 第 7 5 5 1 号 不当利得返還請求事件
原告 [REDACTED]
被告 アイフル株式会社 外 5 名

意 見 書

平成 22 年 12 月 1 日

名古屋地方裁判所民事第 4 部ハ A 係 御中

京都市下京区烏丸通五条上高砂町 381-1

アイフル株式会社

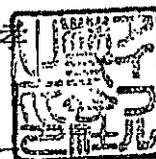
代表者代表取締役 福田 吉孝

(送達場所) 〒525-8530 滋賀県草津市西大路町 1-

アイフル株式会社アシストセンター

TEL 077-503-7100

FAX 077-503-1051



頭書の事件につき被告より移送を申立てた件につき原告らから提出された意見書に対して、以下のとおり反論する。

1. 既に移送申立書で述べたことを繰り返すが、本件訴訟は、原告らが複数の被告に対して不当利得返還請求をする事案であり、民事訴訟法 38 条後段の共同訴訟に該当する。
2. 被告が根拠とする東京高等裁判所の決定は、原告が複数の被告に対して不当利得返還請求をするという本件訴訟と同一形態の事案に対し、千葉地方裁判所松戸支部にてなされた松戸簡易裁判所へ分離

移送決定を支持したものである。

3. 民事訴訟法7条では、「一の訴えで数個の請求をする場合には」
「一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。」と定めているが、同条ただし書において、本件訴訟のような「数人からの又は数人に対する訴えについては、第38条前段に定める場合に限る。」としており、同法38条後段に定める場合については、被告の防御の利益を考慮して除外されている。

上記の法の趣旨に鑑みれば、同法9条の適用についても、同法38条後段の場合には訴訟の目的の価額を合算しないのが相当である。そうすると、本件の原告の被告アイフルに対する請求の事物管轄は簡易裁判所にあることは明らかである。

4. 実質的にみても、同法54条によれば、地方裁判所においては、弁護士でなければ訴訟代理人となることはできないが、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができるのであって、本件のような訴額の事件を弁護士に委任することなく訴訟追行できることは被告にとって防御上の利益となりえるところである。以上の被告主張に対し、同様の認識を示す決定として、大阪地裁平成22年(モ)第1499号(平成22年10月29日決定)がある。同決定によれば、「請求相互間に実質的関連性のない他の被告に対する請求と併合提起されたことによって、簡易な手続きにより迅速に紛争を解決しうる機会を奪われる結果となる。」さらに、「各被告に対する請求が相互に実質的関連性を欠くため、しばしば請求ごとに争点や主張立証の進み方が異なる事が

あり、受訴裁判所において極めて煩瑣な進行管理を強いられる場合が少なくない。」等々の理由により、被告申立の移送を決定している。

5. よって、民事訴訟法38条後段の共同訴訟たる本件請求についても民事訴訟法9条の適用の余地はなく、原告らの被告アイフルに対する請求は、簡易裁判所の管轄となることから、速やかに申立の趣旨記載の簡易裁判所への移送を求める。

以上

証 拠 方 法

- 1 疎乙1 千葉地方裁判所松戸支部 平成21年9月18日決定
- 2 疎乙2 東京高等裁判所 平成21年11月5日決定
- 3 疎乙3 最高裁判所 平成22年3月23日決定

平成22年(モ)第844号 移送申立事件

(本案:平成22年(ワ)第7551号 不当利得返還請求事件)

申立人(本案被告) アイフル株式会社

相手方(本案原告) ██████████

移送申立てに対する意見書

平成22年11月30日

名古屋地方裁判所 民事第4部ハA係 御中

相手方訴訟代理人

弁護士 鈴木 岳 弘



第1 意見の趣旨

本件移送申立てを却下する、との決定を求める。

第2 移送申立てに対する相手方の意見

1 名古屋地方裁判所が管轄権を有することについて

(1) 申立人は、民事訴訟法7条ただし書が同法9条にも適用されると述べ、相手方の申立人に対する本案請求は、名古屋地方裁判所ではなく、名古屋簡易裁判所に事物管轄がある旨主張する。

(2) しかし、同法7条は、同法4条以下の規定の特則を定める土地管轄に関する規定であり、請求を併合提起する場合の事物管轄に関する規定ではない。請求を併合提起する場合の事物管轄については、同法9条により訴額が算定されるどころ、同条には、同法7条と異なり、同法38条後段の場合につき、

その適用を排除すべき旨の文言はないから、同法38条後段の場合についても、同法9条の適用があるものと解すべきである（名古屋高等裁判所平成21年11月30日決定（甲疎1）及び同裁判所平成22年11月9日決定（甲疎2）も同様に解釈している）。

(3) よって、上記申立人の主張には理由がなく、相手方の申立人に対する本案請求は、名古屋地方裁判所に事物管轄があることは明らかである。

2 本件は、民事訴訟法17条の裁量移送事由もないことについて

申立人は、地方裁判所では弁護士でなければ訴訟代理人となることができない旨述べるようであるが、そのような事由は民事訴訟法17条の「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認めるとき」にあたらぬのは明らかである。そして、申立人は、ほかに、裁量移送を認めるべき理由を何ら主張しない。

よって、本件については、同条の裁量移送も認められないというべきである。

3 以上により、本件と名古屋簡易裁判所に移送すべきとする申立てには理由がないことは明らかであるから、速やかに本件申立ては却下されるべきである。

以上

疎明資料

甲疎第1号証 決定書（名古屋高裁平成21年11月30日）

甲疎第2号証 決定書（名古屋高裁平成22年11月9日）

これは謄本である。

平成22年12月17日

名古屋地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 川本 浩太郎

